

会 議 録

会 議 名	平成 29 年度 東浦町防災会議
開催日時	平成 30 年 2 月 15 日（木） 午後 1 時 30 分から午後 2 時 20 分まで
開催場所	東浦町勤労福祉会館 2 階 会議室 1
出 席 者	別添「平成 29 年度東浦町防災会議委員名簿」のとおり
事 務 局	篠田総務部長、野村防災交通課長、江藤係長、森主査、兵道主事 安藤土木課長、佐藤課長補佐兼係長、岡崎技師
議 題	1 東浦町地域防災計画の修正について 2 東浦町水防計画の修正について
そ の 他	1 平成 29 年度防災事業の概要等 2 防災講演会について
傍聴者の数	2 名
審議内容	議題の審議内容については、別紙のとおり

審議内容

(1) 東浦町地域防災計画の修正について

- ・市町村地域防災計画の趣旨について
- ・主な修正事項及び修正箇所について

【風水害等災害対策計画、地震・津波災害対策計画】

- ・学生等が日常生活で災害について学ぶ機会の充実について
- ・防災拠点となる庁舎の耐震化について
- ・災害廃棄物処理計画の策定について
- ・住家被害認定調査に関する体制の強化について
- ・近隣市町における指定緊急避難場所の指定について
- ・避難情報に係る名称の変更について
- ・車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援について
- ・支援物資の円滑な受援供給体制の整備について
- ・広域応援訓練の実施について
- ・復興体制の検討について

【質疑・意見等】

質疑及び意見等は無く、原案通り承認された。

(2) 水防計画の修正について

- ・竜巻注意情報の発表区域について
- ・避難判断水位及び氾濫危険水位について

氾濫危険水位の愛知県の基準は左岸（刈谷市側）で5.20mであるが、本町では右岸（東浦町側）で6.00mとさせていただく。なお、氾濫危険水位から避難判断水位を算出した結果、避難判断水位は5.45mとなった。

【質疑・意見等】

○委員A

水防団待機水位と氾濫注意水位は表に記載のとおりでよいのか。

●事務局

自治体が設定できる水位が氾濫危険水位であり、避難判断水位は氾濫危険水位から算出している。

○委員B

「T. P.」とは何か。また、P 6以降の表中に記載のあるR 1、R 3は何か。

●事務局

「T. P.」とは、東京湾平均海面（Tokyo Peil）を指し、全国の標高の基準となる海水面の高さである。R 1、R 3については1時間雨量、3時間雨量を表し、例えば「R 3 = 140」は3時間雨量140mmを表す。

その他意見等はなく、承認された。

【その他】

当日配布資料に基づき以下のことについて説明した。

- ・平成 29 年度防災事業の概要等について
- ・平成 30 年 3 月 25 日（日）に開催予定の防災講演会の案内

【質疑・意見等】

○委員 C

台風 21 号はどのような状況であったか。

●事務局

本町では、河川の様子を見ながら発令基準水位に達したため、深夜 0 時 30 分に緒川新田地区に避難準備・高齢者等避難開始を、深夜 1 時に藤江地区に避難勧告を発令した。

卯ノ里コミュニティセンターへの避難者は 0 世帯 0 名、藤江コミュニティセンターへの避難者は 5 世帯 16 名であった。

○委員 D

須賀川の氾濫の不安から住民が解放されるよう対策を検討してほしい。

○委員 E

災害時の町から各自主防災会への連絡方法について、地域防災計画に記載されている支部が実施するのか、町から直接各自主防災会長に連絡が入るのか、明確に定まっていないと思うため検討してほしい。

●事務局

自主防災会長が集まる連絡協議会で協議させていただく。